

令和3年度からの個人住民税の主な変更点

1. 給与所得控除の改正

2. 公的年金等控除の改正

3. 所得控除の金額要件の改正

4. 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の改正

5. 基礎控除の改正

6. 調整控除の改正

7. 非課税の範囲の改正

1. 給与所得控除の改正

- ・給与所得控除が10万円引き下げられます。
- ・控除額の上限が適用される給与等の収入額を1,000万円から850万円に引き下げられます。

改正後

給与等の収入金額	端数整理額	給与所得の金額
1円 ～ 550,999円		0円
551,000円 ～ 1,618,999円		収入金額 - 550,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円		1,069,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円		1,070,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円		1,072,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円		1,074,000円
1,628,000円 ～ 1,799,999円	収入金額 ÷ 4,000円 = A (Aは小数点以下切捨) 4,000円 × A = B	B × 60% + 100,000円
1,800,000円 ～ 3,599,999円		B × 70% - 80,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円		B × 80% - 440,000円
6,600,000円 ～ 8,500,000円		収入金額 × 90% - 1,100,000円
※8,500,001円 ～		収入金額 - 1,950,000円

※給与等の収入金額が「850万円超」で次の①～④のいずれかの要件に該当する場合は以下の所得金額調整控除を給与所得の金額から控除することができます。

- ①特別障害者に該当するもの
- ②特別障害者である同一生計配偶者を有するもの
- ③特別障害者である扶養親族を有するもの
- ④年齢23歳未満の扶養親族を有するもの

$$\text{所得金額調整控除} = (\text{給与等の収入金額 (1,000万円限度)} - 8,500,000円) \times 0.1$$

改正前

給与等の収入金額	端数整理額	給与所得の金額
1円 ～ 650,999円		0円
651,000円 ～ 1,618,999円		収入金額 - 650,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円		969,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円		970,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円		972,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円		974,000円
1,628,000円 ～ 1,799,999円	収入金額 ÷ 4,000円 = A (Aは小数点以下切捨) 4,000円 × A = B	B × 60%
1,800,000円 ～ 3,599,999円		B × 70% - 180,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円		B × 80% - 540,000円
6,600,000円 ～ 9,999,999円		収入金額 × 90% - 1,200,000円
10,000,000円 ～		収入金額 - 2,200,000円

2. 公的年金等控除の改正

- ・公的年金等控除額が**10万円**引き下げられます。
(公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下)
- ・公的年金等控除額が**20万円**引き下げられます。
(公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下)
- ・公的年金等控除額が**30万円**引き下げられます。
(公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円超)
- ・公的年金等の収入金額が**1,000万円**を超える場合の控除額に上限が設定されます。

改正後

年齢区分 (1月1日時点)	公的年金等の 収入金額	公的年金等雑所得の金額		
		(公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額)		
		(1,000万円以下)	(1,000万円超2,000万円以下)	(2,000万円超)
65歳以上	～3,300,000円	収入金額－1,100,000円	収入金額－1,000,000円	収入金額－900,000円
	3,300,001円 ～ 4,100,000円	収入金額×75%－275,000円	収入金額×75%－175,000円	収入金額×75%－75,000円
	4,100,001円 ～ 7,700,000円	収入金額×85%－685,000円	収入金額×85%－585,000円	収入金額×85%－485,000円
	7,700,001円 ～ 10,000,000円	収入金額×95%－1,455,000円	収入金額×95%－1,355,000円	収入金額×95%－1,255,000円
	10,000,001円～	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円
65歳未満	～1,300,000円	収入金額－600,000円	収入金額－500,000円	収入金額－400,000円
	1,300,001円 ～ 4,100,000円	収入金額×75%－275,000円	収入金額×75%－175,000円	収入金額×75%－75,000円
	4,100,001円 ～ 7,700,000円	収入金額×85%－685,000円	収入金額×85%－585,000円	収入金額×85%－485,000円
	7,700,001円 ～ 10,000,000円	収入金額×95%－1,455,000円	収入金額×95%－1,355,000円	収入金額×95%－1,255,000円
	10,000,001円～	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円

給与所得金額および公的年金等に係る雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額の計算の際に、所得調整控除として給与所得の金額から控除することができます。

所得金額調整控除＝(給与所得(10万円を限度)＋公的年金等雑所得(10万円を限度))－10万円

改正前

年齢区分 (1月1日時点)	公的年金等の収入金額	雑所得の金額
65歳以上	1円 ～ 1,200,000円	0円
	1,200,001円 ～ 3,299,999円	収入金額－1,200,000円
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	収入金額×75%－375,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	収入金額×85%－785,000円
	7,700,000円～	収入金額×95%－1,555,000円
65歳未満	1円 ～ 700,000円	0円
	700,001円 ～ 1,299,999円	収入金額－700,000円
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	収入金額×75%－375,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	収入金額×85%－375,000円
	7,700,000円～	収入金額×95%－1,555,000円

3.所得控除の金額要件の改正

控除を判定する所得に10万円を加算されます。(改正は下線部)

- ① 勤労学生控除における勤労学生の前年の合計所得金額要件が65万円に10万円を加算した**75万円以下**に変更されます。
- ② 配偶者控除における控除対象配偶者の前年合計所得金額要件が38万円に10万円を加算した**48万円以下**に変更されます。
- ③ 扶養控除における扶養親族の前年合計所得金額要件が38万円に10万円を加算した**48万円以下**に変更されます。
- ④ 配偶者特別控除における控除対象配偶者の前年合計所得金額要件が以下の表のとおりに変更されます。

改正後

納税義務者の 合計所得金額	配偶者の合計所得金額								
	48万円超 ～ 100万円 以下	100万円超 ～ 105万円 以下	105万円超 ～ 110万円 以下	110万円超 ～ 115万円 以下	115万円超 ～ 120万円 以下	120万円超 ～ 125万円 以下	125万円超 ～ 130万円 以下	130万円超 ～ 133万円 以下	133万円超 ～
900万円以下	33万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	控除適用 なし
900万円超～ 950万円以下	22万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	
950万円超～ 1,000万円以下	11万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	
1,000万円超	控除適用なし								

改正前

納税義務者の 合計所得金額	配偶者の合計所得金額								
	38万円超 ～ 90万円 以下	90万円超 ～ 95万円 以下	95万円超 ～ 100万円 以下	100万円超 ～ 105万円 以下	105万円超 ～ 110万円 以下	110万円超 ～ 115万円 以下	115万円超 ～ 120万円 以下	120万円超 ～ 123万円 以下	123万円超 ～
900万円以下	33万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	控除適用 なし
900万円超～ 950万円以下	22万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	
950万円超～ 1,000万円以下	11万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	
1,000万円超	控除適用なし								

4.未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の改正

- ・婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じとする子(総所得金額等48万円以下)を有する単身者(合計所得金額500万円以下に限る)について、「ひとり親控除」(控除額30万円)が適用されます。
- ・上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として控除額26万円を適用し、子以外の扶養親族を有する寡婦についても、所得制限(合計所得金額500万円以下)が設定されます。
- ・住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」と記載がある方は対象外になります。

改正後(ひとり親控除・寡婦控除)

配偶者関係		ひとり親控除額または寡婦控除額						
		死別		離別		未婚のひとり親		
【本人が女性】	扶養親族 有	本人所得	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
		子	30万円	—	30万円	—	30万円	—
	子以外	26万円	—	26万円	—	—	—	
	無	26万円	—	—	—	—	—	

配偶者関係		ひとり親控除額						
		死別		離別		未婚のひとり親		
【本人が男性】	扶養親族 有	本人所得	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
		子	30万円	—	30万円	—	30万円	—
	子以外	—	—	—	—	—	—	
	無	—	—	—	—	—	—	

改正前

配偶者関係		特別寡婦控除額または寡婦控除額				
		死別		離別		
【本人が女性】 (寡婦控除)	扶養親族 有	本人所得	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
		子	30万円	26万円	30万円	26万円
	子以外	26万円	26万円	26万円	26万円	
	無	26万円	—	—	—	

配偶者関係		寡夫控除額				
		死別		離別		
【本人が男性】 (寡夫控除)	扶養親族 有	本人所得	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
		子	26万円	—	26万円	—
	子以外	—	—	—	—	
	無	—	—	—	—	

5.基礎控除の改正

- ・基礎控除を10万円引き上げられます。
- ・合計所得金額が2,400万円超の場合は3段階で逓減し、2,500万円を超える場合は適用外となります。

改正後		改正前	
合計所得金額	基礎控除	合計所得金額	基礎控除
2,400万円以下	43万円	一律	33万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円		
2,450万円超 2,500万円以下	15万円		
2,500万円超	0円		

6.調整控除の改正

基礎控除が消滅する合計所得金額が2,500万円を越の納税義務者には、調整控除は適用外とする

※基礎控除が逓減する者(2,400万円超2,500万円以下)も含め、合計所得金額が2,500万円以下の納税義務者については、従来どおり、基礎控除に係る人的控除額の差を5万円としたうえ、調整控除を適用されます。

計算方法

課税標準額が200万円以下の場合

下記のいずれか少ない金額×5%(町民税3%、府民税2%)

- ・人的控除の差の合計額
- ・住民税の課税標準額

課税標準額が200万円超の場合

$(\text{人的控除の差の合計額} - \text{住民税の課税標準額} - 200\text{万円}) \times 5\%$
2,500円未満のときは、2,500円(町民税3%、府民税2%)

《参考》人的控除の差

		個人住民税	所得税	人的控除の差
障害者控除	普通障害者	26万円	27万円	1万円
	特別障害者	30万円	40万円	10万円
	同居特別障害者	53万円	75万円	22万円
ひとり親控除	母	30万円	35万円	5万円
	父	30万円	35万円	1万円
寡婦控除		26万円	27万円	1万円
勤労学生控除		26万円	27万円	1万円
扶養控除	一般	33万円	38万円	5万円
	特定	45万円	63万円	18万円
	老人	38万円	48万円	10万円
	同居老人	45万円	58万円	13万円
基礎控除(合計所得金額2,500万円以下)		43万円	48万円	5万円

・配偶者控除

所得割の納税義務者の 合計所得金額	人的控除差	
	一般	老人
900万円以下	5万円	10万円
900万円超950万円以下	4万円	6万円
950万円超1,000万円以下	2万円	3万円

・配偶者特別控除

所得割の納税義務者の 合計所得金額	人的控除差	
	配偶者の合計所得金額 48万円超50万円未満	配偶者の合計所得金額 50万円以上55万円未満
900万円以下	5万円	3万円
900万円超950万円以下	4万円	2万円
950万円超1,000万円以下	2万円	1万円

7.非課税の範囲の改正

非課税を判定する所得に10万円を加算されます。(改正は下線部)

・「均等割」「所得割」ともに課税されない方

- ①生活保護の方
- ②障害者、未成年者、寡婦または寡夫で、前年の合計所得金額が125万円+10万円以下である方
- ③単身児童扶養者(前年の合計所得金額が135万円以下)である方
(単身児童扶養者とは児童扶養手当法に規定する児童(前年の合計所得金額が48万円以下)の父又は母のうち、
婚姻をしていない(事実婚を含む)者)
- ③前年の合計所得金額が、次の計算で求められた金額以下である方
 - (1)同一生計配偶者または扶養親族がいる場合
 $28万円 \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の人数}) + 17万円 + \underline{10万円}$
 - (2)同一生計配偶者または扶養親族がいない場合
 $28万円 + \underline{10万円} = 38万円$

・「所得割」が課税されない方

- (1)前年の総所得金額等が、次の計算で求めた金額以下である方
 $35万円 \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の人数}) + 32万円 + \underline{10万円}$
- (2)同一生計配偶者または扶養親族がいない場合
 $35万円 + \underline{10万円} = 45万円$

《参考》

- ・合計所得金額…総所得と分離課税の所得を損益通算後、総合課税の譲渡所得と一時所得のそれぞれを2分の1した合計額
- ・総所得金額等…合計所得金額から純損失の繰越控除と雑損失の繰越控除を行った額(分離課税の譲渡所得特別控除前)